

第七七回

参第二〇号

刑事補償法の一部を改正する法律（案）

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「誤まらせる」を「誤らせる」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 刑法第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に行つた行為につき無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理 由

無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償については、裁判所の健全な裁量によりその一部又は全部をしないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。